

別記

I 融資主体支援タイプ

第1 事業の実施

1 事業の実施方針

本事業は、地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に向けて、事業実施主体が融資主体支援計画（以下「支援計画」という。）を作成し、4に掲げる成果目標の達成に向けて実施する助成事業に対して支援するものとする。

2 事業実施地区

事業実施地区は、原則として、地域計画が策定されている地域（事業実施年度内に策定が確実であると事業実施主体が認める地域を含む。以下同じ。）と一致させるものとする。なお、支援計画において定める目標の実現のために必要な場合であって、担い手への農地の集積・集約化に資する場合には、複数の地域計画が策定されている地域を併せて事業実施地区とすることができるものとする。

3 事業内容

(1) 融資主体型補助事業

ア 地域計画

事業実施主体は、5の(2)に規定する支援計画の提出までに、事業実施地区における地域計画が、基盤強化法第19条第8項に基づき、支援計画の作成までに公表されている又は事業実施年度内に公表される見込みがあることを確認するものとする。

イ 助成対象者

事業実施主体は、地域計画のうち目標地図に位置付けられた者（認定農業者、認定就農者、集落営農組織、市町村基本構想に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者をいい、目標地図に位置付けられることが確実であると事業実施主体が認める者を含む。）を対象として助成を行うことができるものとする。ただし、新規就農者にあっては、認定農業者又は認定就農者に限るものとする。

ウ 助成対象となる事業内容等

(ア) 助成の対象となる事業内容は、助成対象者が自らの経営において使用するために行う次に掲げる取組であって当該取組の実施に要する経費について、融資を受けるものであることとする。

- a 農産物の生産、加工、流通その他農業経営の開始又は改善に必要な機械等の取得、改良、補強又は修繕
- b 農地等の造成、改良又は復旧

(イ) (ア)の事業内容は、個々の事業内容ごとに、次に掲げる基準を満たすものとする。

- a 単年度で完了すること。
- b 事業費が整備内容ごとに50万円以上であること。

事業の対象となる機械等(中古資材等を活用して整備する施設を含む。以下同じ。)が中古機械等である場合には、事業費が50万円以上であり、かつ、事業実施主体が適正と認める価格で取得されるものであること。

- c 原則として、事業の対象となる機械等は、法定耐用年数がおおむね5年以上20年以下のものであること。

ただし、事業の対象となる機械等が中古機械等である場合には、上記に加え、中古資産耐用年数が2年以上のものであること（法定耐用年数を経過したものについては、販売店等による2年間以上の保証があるものに限る。）。

- d 原則として、運搬用トラック、パソコン、倉庫、フォークリフト、ショベルロー

ダー、バックホー、GPSガイダンスシステム等農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものではないこと。ただし、以下に掲げる場合には、この限りではない。

- (a) フォークリフト、ショベルローダー、バックホー及びGPSガイダンスシステム（農業用機械に設置するものに限る。）等の機械については、以下の要件をすべて満たすものであること。
 - i 農産物の生産等に係る作業に使用する期間内において他用途に使用されないものであること。
 - ii 農業経営において真に必要なものであること。
 - iii 導入後の適正利用が確認できるものであること。
- (b) 環境衛生施設（トイレ等）、ほ場観測施設、中継拠点施設（農機具格納庫等）等の施設については、(a)のiからiiiまでの要件に加え、ほ場又はほ場の近接地に設置するものであること。
- e 導入等を予定している機械等が、経営体の成果目標の達成に直結するものであり、かつ、既存の機械等の代替として、同種、同能力等のものを再度整備（いわゆる更新）するものではないこと。
- f 本事業以外の国の補助事業及び国の補助事業により導入経費等の支援が行われる事業等の対象として導入等するものでないこと（融資に関する利子の助成措置を除く。）。
- g 事業実施主体が作成する支援計画の提出以前に助成対象者自ら又は本事業以外の補助事業を活用して、着工若しくは着工を予定し、又は整備の完了した機械等を本事業に切り替えて整備するものでないこと。
- h (ア)のaのうち修繕については、天災又は自己の責に帰さない事由による火災等により被害を受けた機械等の修復を行うものであること。
- i 助成対象者が過去に本事業等により機械等を整備した場合には、過去に行った本事業等において設定した成果目標の項目（以下「過去目標項目」という。）の達成（目標年度までに（担い手確保・経営強化支援事業の場合は目標年度に）成果目標を達成していること又は目標年度の翌年度以降に成果目標をおおむね達成していること。）が評価報告書等により確認できること。

ただし、目標年度の翌年度以降であって、新たに実施する機械等の導入等により、過去目標項目の目標値を上回る成果を上げることが確実であると認められる場合は、この限りではない。
- j 導入等を予定している機械等について、園芸施設共済、農機具共済、民間事業者が提供する保険又は施工・販売業者等による保証等の加入等、気象災害等による被災に備えた措置がされるものであること。なお、その加入等の期間は、被覆期間中、稼働期間中又は災害の発生が想定される時季に限定せず、通年で加入等することとし、また、当該機械等の処分制限期間において加入等が継続されるものとする。
- k 導入等を予定している機械等の施工業者等が、「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」（令和2年3月農林水産省策定。以下「GL」という。）で対象として扱うデータ等を取得する場合は、そのデータ等の保管について取り決めた契約がGLに準拠していること。
- l 導入等を予定している機械等が、トラクター、コンバイン又は田植機である場合には、位置情報及び作業時間に関するデータ（以下「農機データ」という。）を当該機械メーカー以外のシステムでも利用できるよう、当該機械メーカーがAPI（Application Programming Interface：複数のアプリケーション等を接続（連携）

するために必要な仕組み)を自社のウェブサイトや農業データ連携基盤等で公開し、農機データを連携できる環境を整備していること。

ただし、当該機械メーカーが農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していない場合及び導入等を予定している機械でなければ成果目標を達成できないと事業実施主体が認める場合を除く。

- m 助成対象者が飼養衛生管理基準（家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）別表第二）の対象家畜のうち、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥を飼養する者であり、かつ、導入等を予定している機械等が、家畜の増頭又は農場の規模拡大に資するものである場合には、都道府県による飼養衛生管理基準順守状況の確認が行われていること。

エ プロジェクト融資の対象となる資金は、次に掲げる機関が貸付けを行う資金及び法律又は地方公共団体の条例等に基づき貸付けを行う資金とする。

- (ア) 農業協同組合
 - (イ) 農業協同組合連合会
 - (ウ) 農林中央金庫
 - (エ) 株式会社日本政策金融公庫
 - (オ) 沖縄振興開発金融公庫
 - (カ) 株式会社商工組合中央金庫
 - (キ) 独立行政法人奄美群島振興開発基金
 - (ク) 銀行
 - (ケ) 信用金庫
 - (コ) 信用協同組合
 - (サ) 都道府県（ただし、都道府県が事業実施主体となる場合は除く。）
- (2) 追加的信用供与補助事業

ア 助成対象者

事業実施主体は、プロジェクト融資について次に掲げる内容を満たす保証制度を確立する基金協会を対象として助成を行うことができる。なお、事業実施主体は、作成する支援計画に追加的信用供与補助事業に係る助成計画が含まれる場合にあっては、基金協会に当該支援計画の写しを送付するものとする。

- (ア) プロジェクト融資について、原則として融資対象物件以外の担保及び同一経営の範囲内の保証人以外の保証人のない保証を行うものとし、当該保証に係る被保証者ごとの保証限度額を次の水準に設定すること。
 - a 認定農業者に貸し付けられるもの
個人3,600万円（法人にあっては7,200万円）
 - b 認定農業者以外の者に貸し付けられるもの
個人3,000万円（法人又は任意団体にあっては6,000万円）
 - (イ) 融資機関（農業信用保証保険法（昭和36年法律第204号。以下「保証保険法」という。）第2条第2項に掲げる融資機関に限る。）が行う保証保険法第8条第1項第1号及び第2号に掲げる資金の融資を広く保証対象とすること。
 - (ウ) プロジェクト融資に係る保証を行う場合には独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）の保険に付すること。
 - (エ) 基金協会と融資機関との間において締結する債務保証契約において、毎年度、基金協会の負担に係る追加的信用供与の求償権償却額の10%に相当する金額を融資機関が基金協会に拠出する旨を定めること。
- イ 助成金の用途等

(ア) 基金協会は、事業実施主体から助成を受けた助成金について、当該基金協会の区域内のプロジェクト融資に係る債務の保証のための基金として、保証保険法第9条各号に定める方法により管理しなければならないものとする。

(イ) 基金協会は、(ア)の助成金を本事業以外の事業等の経費と区分して管理しなければならないものとする。ただし、地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業における追加的信用供与事業、地域雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業における追加的信用供与事業、経営体育成交付金における追加的信用供与補助事業、経営体育成支援事業における追加的信用供与補助事業、強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち先進的農業経営確立支援タイプ及び地域担い手育成支援タイプにおける追加的信用供与補助事業並びに担い手確保・経営強化支援事業における追加的信用供与補助事業（以下「過去に実施した追加的信用供与補助事業」という。）については、この限りでない。

(ウ) 基金協会は、(ア)の助成金について、当該基金協会の区域内の保証付きプロジェクト融資を対象として、次に掲げる経費に充てることができるものとする。なお、過去に実施した追加的信用供与補助事業により交付された助成金等の精算が終了していない場合は、当該事業に係る融資を対象に加えることができるものとする。

a 保証付きプロジェクト融資の保証債務の弁済

b 保証付きプロジェクト融資に係る求償権の償却に伴う費用への補てん

(エ) 基金協会は、(ウ)において、保証保険法第11条に基づく経理区分ごとに管理する(ア)の助成金を当該経費の帰属する経理区分に振り替えることができるものとする。

4 成果目標

本事業の成果目標は、地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に向けた経営改善の取組に関する目標とし、別表6-1又は別表6-2に掲げる目標項目に関して事業実施地区内の全ての助成対象者が目標水準に沿って設定するものとし、別表6-1又は別表6-2の目標項目ごとの当該目標を設定した助成対象者の数を当該事業実施地区の成果目標とする。

5 実施手続

(1) 都道府県が事業実施主体となる場合の手続等

助成対象者が市町村区域を超えるほ場等を有し、目標地図に位置付けられた者（認定農業者、認定就農者、集落営農組織、市町村基本構想に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者をいい、目標地図に位置付けられることが確実であると事業実施主体が認める者を含む。）の位置付けが2以上の市町村となる場合にあっては、都道府県が事業実施主体になることができる。都道府県が事業実施主体となる場合の手続は、都道府県が実施要綱、交付要綱等を作成して定めるものとし、関係市町村との連絡体制を構築するものとする。

(2) 支援計画の作成

事業実施主体は、次の事項のほか、本要綱別表2に規定する項目を含めた支援計画を作成するものとし、支援計画の作成に当たっては、当該市町村における各種農業振興に関する計画等との整合に留意するとともに、関係機関等との調整を行うものとする。その際の支援計画の作成は、助成対象者の配分基準表に基づくポイント化、成果目標に係る現状及び目標年度までの各年度の目標の設定並びに導入等する機械等の規模決定の根拠等について、客観的な資料により確認するものとする。

ア 事業実施地区の成果目標

イ 整備計画

ウ その他必要な事項

(3) 事業の着工

ア 助成対象者は、事業に着工（機械等の発注を含む。以下同じ。）する場合は、原則として事業実施主体からの助成金の交付決定に基づき行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情が認められるときは、市町村が定める交付規則等（以下「市町村交付規則等」という。）における交付決定前着工に関する規定に基づき、事業実施主体に交付決定前着工届を提出している場合に限り、交付決定前に着工することができるものとする。

イ 助成対象者は、アの事業の着工に当たっては、中古機械等を含め、自ら一般競争入札又は農業資材比較サービス（AGMIRU「アグミル」）の活用等による複数の業者からの見積もり徴取等により、事業費の低減に向けた取組を行うものとする。また、このことについて、事業実施主体は助成対象者に周知・指導等を行うものとする。

ウ 事業実施主体は、助成対象者がアにより交付決定前に着工する場合は、事業の内容的確となり、かつ、助成金の交付が確実となってから着工するよう指導するものとする。また、この場合、交付決定までのあらゆる損失費用は助成対象者自らの責任となることを了知させるものとする。

なお、事業実施主体は、助成対象者が交付決定前に着工した場合には、交付申請書の備考欄に着工年月日及び交付決定前着工届の日付及び文書番号を記載するものとする。

エ 事業実施主体は、助成対象者がアにより交付決定前に着工する場合は、事前にその理由を十分検討して必要最小限にとどめるよう助成対象者を指導するほか、着工後においても必要な指導を十分に行うことにより事業が適正に行われるようにするものとする。

オ 事業実施主体は、助成対象者が本事業に着工した場合には、着工届を提出させるものとする。ただし、アの交付決定前着工届を提出している場合は、この限りではない。なお、着工届の提出は、事業の着工を確認できる書類（契約書、工事工程表等の写し）の提出に代えることができるものとする。

カ 都道府県知事は、事業実施主体に助言・指導を行うことにより、適正な事業の執行が図られるよう努めるものとする。

6 事業の完了

事業実施主体は、助成対象者が事業を完了した場合には、しゅん工届を提出させるものとする。

この場合、事業実施主体は当該しゅん工届に基づく出来高の確認を行い、不適正な事態がある場合は、助成対象者に手直し等の措置を指示し、事業の適正を期すものとする。

なお、しゅん工届の提出は、事業の完了を確認できる書類（納品書、工事完成引渡書等の写し）の提出に代えることができるものとする。

第2 国の助成措置等

1 本要綱第5により国が交付する交付金の額は、以下により算定するものとする。

(1) 融資主体型補助事業

ア 支援計画に位置付けられた助成対象者の事業内容ごとの助成金の額を合計した額とする。

イ 事業実施主体が助成対象者に交付する事業内容ごとの助成金の額は、次の（ア）から（ウ）までのうち最も低い額を限度とする。

（ア）助成の対象となる経費に10分の3を乗じて得た額

（イ）助成の対象となる経費のうち融資額

（ウ）助成の対象となる経費から融資額及び地方公共団体等による助成額を控除して得た額

(2) 追加的信用供与補助事業

支援計画に位置付けられたプロジェクト融資のうち、保証付きプロジェクト融資の額の合計額に15分の1を乗じて得た額に相当する額とする。

(3) 附帯事務費

対象となる事業の事業費に本要綱別表3に定める附帯事務費の率を乗じて得た額の範囲内の額とする。

- 2 国は、事業実施前に本事業に対する要望の把握に努めるとともに、要望合計額が災害対策等を見込んで留保する額等を除いた配分予定額（以下「配分予定額」という。）を上回る場合には、次に掲げる方法により算定された額及び1の(3)のうち都道府県附帯事務費の額を都道府県ごとに配分するものとする。

なお、算出した配分基準ポイントが同一の場合には、事業実施地区の実要望国費（追加的信用供与補助事業費を除く。以下同じ。）が小さい事業実施地区を上位とし、実要望国費が同一の場合には、事業実施地区の総事業費（追加的信用供与補助事業を除く。）に占める実要望国費の割合が低い地区を上位とする。

- (1) 事業実施地区ごとに、助成対象者（農業支援サービス事業体を除く。）の取組内容を別表7-1（先進的農業経営確立支援タイプにあっては別表7-4）の配分基準表に基づきポイント化し、各タイプ別にその合計値を助成対象者の数で除し、一助成対象者当たりの平均ポイントを算出し、当該平均ポイントに別表8-1の地区配分基準表の点数を合計した配分基準ポイントを算出する。ただし、(2)のア及びウの額の算定に当たっての配分基準ポイントは、上記により算定した配分基準ポイントによらず、以下によるものとする。

ア (2)のアの額の算定に当たっては、事業実施地区ごとに、別表7-2の配分基準表により取組内容をポイント化した農業支援サービス事業体を、助成対象者に含めて算出したポイントにより算定するものとする。

イ (2)のウの額の算定に当たっては、事業実施地区ごとに、以下の要件を満たす助成対象者であって集約型の農業経営に取り組もうとする者を対象として、別表7-1に替えて別表7-3、別表8-1に替えて別表8-2に基づき算出したポイントにより算定するものとする。

(ア) 耕種農家であること。

(イ) 目標年度における1ヘクタール当たりの付加価値額（収入総額から費用総額を控除した額に人件費を加算した額をいう。）が50万円以上であること。

(ウ) 目標年度において、経営面積が現状より縮小しないこと。

- (2) 以下のアからウまでの額の算定を行う。

ア 配分予定額のうちロボット技術や情報通信技術（ICT）等の先端技術を活用した機械等（労働力不足の解消、農産物の価値向上等の農業経営上の課題への対応に資することが確実と見込まれるものに限る。以下「スマート農業機械等」という。）の導入等を優先して支援するために設定する額の範囲内で、(1)で算出した配分基準ポイントの高い事業実施地区から順に、当該事業実施地区における(1)のポイント化を行った助成対象者のうちスマート農業機械等を導入等する各助成対象者の要望額に基づく助成金の額又は(5)に掲げる上限額のうちいずれか低い額、当該要望に係る1の(2)の額の合計額を算定する。

なお、農業支援サービス事業体のポイント及び要望額は、この場合に限り算定の対象となるものとする。

イ 配分予定額のうち環境に配慮した営農の取組を優先して支援するために設定する額の範囲内で、(1)で算出した配分基準ポイントの高い事業実施地区から順に、当該事業実施地区における(1)のポイント化を行った助成対象者のうち以下の要件を満たす各

助成対象者の要望額（アで要望額を算定したものを除く。）に基づく助成金の額又は（５）に掲げる上限額のうちいずれか低い額、当該要望に係る１の（２）の額の合計額を算定する。

（ア）助成対象者又は当該助成対象者が所属する団体等が環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和４年法律第37号）に基づき、環境負荷低減事業活動実施計画（同法第19条第１項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画をいう。以下同じ。）又は特定環境負荷低減事業活動実施計画（同法第21条第１項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画をいう。以下同じ。）の認定を受けていること。

（イ）導入等する機械等が（ア）の認定を受けた計画の取組内容に関連するものであること。

ウ 配分予定額のうち集約型の農業への取組を優先して支援するために設定する額の範囲内で、（１）で算出した配分基準ポイントの高い事業実施地区から順に、当該事業実施地区における（１）のポイント化を行った助成対象者のうち集約型の農業に取り組む各助成対象者の要望額（ア及びイで要望額を算定したものを除く。）に基づく助成金の額又は（５）に掲げる上限額のうちいずれか低い額、当該要望に係る１の（２）の額の合計額を算定する。

（３）配分予定額から（１）で算出した配分基準ポイントの高い事業実施地区から順に、当該事業実施地区における（１）のポイント化を行った各助成対象者のうち（２）で要望額を算定したものを除外のもの（農業支援サービス事業体を除く。）の要望額に基づく助成金の額又は（５）に掲げる上限額のうちいずれか低い額、当該要望に係る１の（２）の額の合計額を算定する。

（４）（２）及び（３）により算定された額に係る１の（３）のうち市町村附帯事務費の額を算定する。

（５）助成対象者ごとの上限額は、300万円とする。

ただし、目標地図に位置付けられた者（認定農業者、認定就農者、集落営農組織、市町村基本構想に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者をいい、目標地図に位置付けられることが確実であると事業実施主体が認める者を含む。）であって、目標年度の経営面積が次に掲げる基準以上となる場合の助成対象者ごとの上限額は、600万円とする。

ア 水田作等については20ha

イ 露地作については5ha

ウ 果樹作については3ha

エ 施設園芸作については1ha

また、先進的農業経営確立支援タイプの助成対象者ごとの上限額は、法人1,500万円、個人1,000万円とする。

3 国は、地域農業の活性化や農業の6次産業化に向けた取組等に重要な役割を果たしている女性経営体に取り組む場合や、過去に国庫補助事業や地方公共団体等単独事業を利用せずに融資を活用して機械等を導入等し、著しい経営改善を達成した実績のある者が新たに本事業を活用する場合は、優先的に支援が受けられるよう、都道府県に対し予算配分に当たっての協力を求めるものとする。

第3 追加的信用供与補助事業の精算等

1 都道府県知事は、基金協会に対して事業実施主体が助成した助成金について、基金協会からその状況について報告を受け、毎年度9月末までに地方農政局長等に報告するものとする。

その際、別記のⅡの第3の1に基づく報告も併せて行うものとする。

なお、この場合において、基金協会は、過去に実施した追加的信用供与補助事業が直接採択事業を含む場合には、都道府県知事と協議の上、都道府県知事を経由せず地方農政局長等に直接報告することも可能とする。

- 2 基金協会は、事業実施主体から助成を受けた助成金を第1の3の(2)のイの(ウ)のbの経費に充てる場合には、次の算式により算定した額を信用基金に納付するものとする。

$$(A) = (B) \times (C) / (D)$$

(A) は、信用基金に納付する額

(B) は、償却補填経費に充てる助成金の額

(C) は、(B)の償却補填経費の原因となる求償権について、代位弁済を行ったときに信用基金から受領した保険金の額

(D) は、(B)の償却補填経費の原因となる求償権について、代位弁済を行った額（ただし、基金協会が保険金の支払の請求をするときまでにその被保証者に対する求償権（弁済をした日以後の利息及び避けることができなかつた費用その他の損害の賠償に係る部分を除く。）を行使して取得した額を控除した残額とする。以下同じ。）

- 3 基金協会は、代位弁済により取得した求償権について、その回収に努めるものとする。

- 4 基金協会は、保証付きプロジェクト融資に係る保証業務が終了した場合（基金協会の対象区域の全ての保証付きプロジェクト融資に係る保証債務の償還又は求償権の回収若しくは償却が終了した場合をいう。以下同じ。）、事業実施主体が助成した助成金について、次の算式により算定された額を国庫に直接返還するものとする。

なお、事業実施主体から助成を受けた助成金について、第1の3の(2)のイの(ア)に定める方法により管理し、運用益等が生じている場合には、当該助成金に係る運用益等分を上記の返還する額に加えるものとする。

$$(A) = (B) - (C)$$

(A) は、国庫に返還する額

(B) は、基金協会が事業実施主体から助成を受けた助成金の合計額（5の返還済額を除く）

(C) は、基金協会が第1の3の(2)のイの(ウ)のbの経費に充てた額

- 5 基金協会は、保証対象プロジェクト融資に係る保証業務が終了する前であつて、事業実施主体から助成を受けた助成金について当該業務が終了するまでに使用する見込みのない額がある場合には、当該額を国に直接返還するものとする。